



和歌山市公報

令和4年（2022年）6月28日
号外第8号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
16	和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	2
17	和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例・・（保健対策課）	2
18	和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例・・（産業政策課）	3
19	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・（建築指導課）	4
20	和歌山市事業再構築支援基金条例・・（産業政策課）	4
21	和歌山市地球温暖化対策基金条例・・（環境政策課）	4

【 規 則 】

39	和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・（保健対策課）	5
----	--	---

【 告 示 】

252	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	8
253	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	8
254	公示送達（令和3年度第10期介護保険料督促状及び令和4年度随時第1期介護保険料督促状）・・（介護保険課）	9
255	道路区域の変更及び供用開始・・（道路管理課）	9
256	公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	9
257	令和4年度補正予算の要領・・（財政課）	10
258	自転車等の移動及び保管・・（まちなみ景観課）	10
259	自転車等の移動及び保管・・（まちなみ景観課）	10
260	放置自転車等の処分・・（まちなみ景観課）	11

【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・（都市計画課）	12
○	道路位置の指定・・（建築指導課）	12
○	開発行為に関する工事の完了・・（都市計画課）	12
○	道路位置の指定・・（建築指導課）	12
○	和歌山市つつじが丘総合公園の指定管理者の公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（スポーツ振興課）	13

【 選挙管理委員会告示 】

16	参議院議員通常選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	13
17	参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	14

18	参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者	（選挙管理委員会事務局）	14
19	参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者	（選挙管理委員会事務局）	14
20	参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者	（選挙管理委員会事務局）	14
21	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	14
22	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数	（選挙管理委員会事務局）	15
23	参議院議員通常選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等	（選挙管理委員会事務局）	15
24	参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時	（選挙管理委員会事務局）	15
25	参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所等	（選挙管理委員会事務局）	16
26	参議院議員通常選挙における期日前投票所等	（選挙管理委員会事務局）	16
27	参議院議員通常選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ	（選挙管理委員会事務局）	16
28	参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所	（選挙管理委員会事務局）	17
29	和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を改正する規程	（選挙管理委員会事務局）	17

【 企業局告示 】

23	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所の所在地の変更の届出	（企業総務課）	18
----	-------------------------------------	---------	----

【 条 例 】

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第16号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和4年6月28日揭示済）

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第17号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療費支給認定保護者（以下単に「医療費支給認定保護者」を「医療費支給認定保護者又は同項に規定する医療費支給認定患者（以下「保護者又は成年患者」に、「医療費支給認定保護者が」を「保護者又は成年患者が」に改める。

第2条第1項及び第3条第3項から第5項までの規定中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改める。

第4条第1項第1号中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改め、同項第2号中「医療費支給認定保護者」を「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）のうち、扶養義務者として日常生活用具の給付に要する費用の一部を負担するもの（以下「費用負担者」という。）」に改める。

第5条中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改める。

第6条第1項中「前条に規定する医療費支給認定保護者は、日常生活用具の給付に要する費用の一部を同条」を「費用負担者は、第4条第1項第2号に規定する費用の一部を前条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び同項第1号ア及びイ以外の部分中「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同号ア中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に、「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に改め、同項第2号中「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同号イ中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に改める。

第7条第1項中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者のうちいずれかのもの」に、「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同条第2項中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に、「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同条第3項中「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改める。

第8条第1項中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改め、同条第2項中「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改める。

別表第2中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に改め、同表備考に次のように加える。

3 生計維持者のうちに扶養義務者がいない場合は、市町村民税が課されている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第4条第1項第2号に規定する費用の一部を負担する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月28日揭示済）

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第18号

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2年」を「3年」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

（令和4年6月28日揭示済）

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第19号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項第1号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「等」を加え、同号ウ及びエ中「を増築し、又は改築しようとする場合」を「の場合であって、新築しようとするとき以外のとき」に改め、同項第2号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「等」を加え、同項第3号中「譲受人が」を「譲受人を」に改め、「決定したとき」の次に「又は当該計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたとき」を加え、同項第4号中「認定計画実施者」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第19条の3第1項第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（令和4年6月28日揭示済）

和歌山市事業再構築支援基金条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第20号

和歌山市事業再構築支援基金条例

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者が実施する新分野展開、業態転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築の支援に要する経費の財源に充てるため、和歌山市事業再構築支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、本市に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、246,000,000円以下とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（令和4年6月28日揭示済）

和歌山市地球温暖化対策基金条例を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第21号

和歌山市地球温暖化対策基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の2の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）のうち、地球温暖化対策事業に要する経費の財源に充てるため、和歌山市地球温暖化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月28日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第39号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例施行規則（平成28年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第6条第1項中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改める。

第8条第1項中「医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具医療費支給認定保護者負担額免除申請書」を「費用負担者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費用負担者負担額免除申請書」に改め、同条第2項中「医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具医療費支給認定保護者負担額免除申請書（別記様式第8号）」を「費用負担者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費用負担者負担額免除申請書」に改め、同条第3項中「医療費支給認定保護者に」を「費用負担者に」に、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具医療費支給認定保護者負担額免除決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費用負担者負担額免除決定通知書」に改め、同条第4項中「医療費支給認定保護者に」を「費用負担者に」に、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具に係る医療費支給認定保護者の負担額を免除しないことに関する通知書」

を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具に係る費用負担者の負担額を免除しないことに関する通知書」に改める。

別記様式第1号（表面）を次のように改める。

別記様式第1号（第4条関係）

（表面）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

ふりがな

（注1）申請者氏名

住所

生年月日

電話番号

（注2）費用負担者氏名

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	備考
指定事業者	名称			
	所在地			
備考				

給付の決定について必要があるときは、私の世帯の住民登録情報、税務資料その他について各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧することに同意します。

申請者氏名

年 月 日

注1 対象者が18歳未満の場合は保護者、18歳以上の場合は対象者本人が氏名を記入すること。

注2 費用を負担する扶養義務者が氏名を記入すること。

別記様式第2号中「申請者が」を「費用負担者が」に、「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改める。

別記様式第3号中

申請者が指定事業者を支払う額			を
費用負担者の氏名			に、
費用負担者が指定事業者を支払う額			

「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者の氏名」に改める。

別記様式第8号中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具医療費支給認定保護者負担額免除申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費用負担者負担額免除申請書」に改める。

別記様式第9号中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具医療費支給認定保護者負担額免除決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費用負担者負担額免除決定通知書」に改める。

別記様式第10号中「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具に係る医療費支給認定保護者の負担額を免除しないことの決定に関する通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具に係る費用負担者の負担額を免除しないことの決定に関する通知書」に、「医療費支給認定保護者負担額」を「費用負担者の負担額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年6月28日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月16日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和佐関戸南自治会	代表者の氏名及び住所	田村明史 和歌山市禰宜936	森下俊男 和歌山市和佐関戸114	令和4年3月31日
宮前第11区自治会	代表者の氏名及び住所	中谷義雄 和歌山市中島341-1	中島政明 和歌山市中島256	令和4年4月1日
山口西自治会	代表者の氏名及び住所	廣井信次 和歌山市山口西524	飯田欣哉 和歌山市山口西357	令和4年4月10日

(令和4年6月16日揭示済)

和歌山市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
東加納第一自治会	代表者の氏名及び住所	野口武寛 和歌山市加納380-7	日根武人 和歌山市加納360-12	平成28年4月1日
	代表者の氏名	日根武人	崙山幸男	令和4年4

及び住所	和歌山市加納360-12	和歌山市加納357-28	月1日
------	--------------	--------------	-----

(令和4年6月20日揭示済)

和歌山市告示第254号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第10期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年6月30日に変更する。
令和4年度	随時第1期		

(別紙省略)

(令和4年6月20日揭示済)

和歌山市告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年6月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
11-49	宮49号線	和歌山市有家89番4地先 ～ 和歌山市有家87番1地先	旧	48.2	1.30 ～ 2.30
			新	48.2	4.10 ～ 6.00

(令和4年6月21日揭示済)

和歌山市告示第256号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月23日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年7月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年6月23日揭示済)

和歌山市告示第257号

令和4年6月27日市議会定例会において議決された令和4年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓
(令和4年6月28日揭示済)

和歌山市告示第258号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月3日及び同月11日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年6月7日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年6月28日揭示済)

和歌山市告示第259号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放

置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。
 令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園、本町公園及び中団地第2児童遊園	令和4年6月1日、同月6日、同月8日、同月9日、同月10日及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年6月28日揭示済)

和歌山市告示第260号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年6月29日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日

JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年2月19日、及び同月28日	令和4年3月8日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年2月22日	令和4年3月8日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、美園公園及び長町公園	令和4年2月17日、同月21日、同月22日、同月24日及び同月25日	令和4年3月8日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年6月28日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市朝日字城ノ前1217番1	和歌山市松島345番地5 パインテイルA棟201号 中村真也

(令和4年6月20日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年6月20日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年6月16日 和建指第2702号	和歌山市西庄字 駒ヶ崎439番 1、439番1 0の一部	和歌山市西浜1660番地33 株式会社シーグラン 代表取締役 小山雅弘	6.00m×60.02m 60.02m

(令和4年6月20日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月27日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和佐中宇夏目116番、117番、宇下神戸170番7、禰宜字榎木1111番、里道、水路	和歌山市岩橋974番地1 株式会社大西商会 代表取締役 大西一弘

(令和4年6月20日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年6月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年6月23日 和建指第2701号	和歌山市松島字高木 287番1の一部、 287番3の一部	和歌山市和田310番地4 株式会社イエステージ 代表取締役 和田静佳	6.20m×79.75m 79.75m

(令和4年6月27日揭示済)

和歌山市つつじが丘総合公園（以下「総合公園」という。）の指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年6月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 管理施設

総合公園（和歌山市つつじが丘4丁目1番地、4番地、5番地）

2 業務内容

- (1) 総合公園の設計に関する業務
- (2) 総合公園の建設に関する業務
- (3) 総合公園の工事監理に関する業務
- (4) 総合公園の維持管理に関する業務
- (5) 総合公園の運営に関する業務

3 事業期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの8年間

4 申請方法

(1) 募集要項の配布期間、場所及び方法

期間 令和4年6月28日（火）から同年7月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

場所及び方法 和歌山市役所10階 スポーツ振興課において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書の受付期間、場所及び方法

期間 令和4年7月28日（木）から同年10月31日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

場所及び方法 和歌山市役所10階 スポーツ振興課に直接持参することとし、郵送等は認めない。

(令和4年6月28日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第16号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 投票所数 102箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり

(別紙省略)

(令和4年6月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第17号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

(令和4年6月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第18号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市	大西勉己	和歌山市	寺井富士

(令和4年6月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第19号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

(別紙省略)

(令和4年6月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第20号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

(別紙省略)

(令和4年6月17日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第21号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月17日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年6月21日（火）午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

（令和4年6月17日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,146人
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 102,430人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 51,215人

（令和4年6月21日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第23号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日時 令和4年6月22日（水）午後5時30分

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第24号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における和歌山市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 開票の場所 和歌山市梅原579番地の1 ノーリツアリーナ和歌山
- 2 開票の日時 令和4年7月10日（日）午後9時30分

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第25号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 場所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日時 令和4年7月7日（木）午後5時30分

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第26号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における、期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局
和歌山市市小路192番地3
和歌山市河北コミュニティセンター1階
和歌山市寺内665番地
和歌山市東部コミュニティセンター1階
和歌山市紀三井寺856番地
和歌山市南コミュニティセンター3階
和歌山市直川326番地7
和歌山市さんさんセンター紀の川1階
和歌山市布施屋41番地
和歌山市河南コミュニティセンター1階
和歌山市中字楠谷573番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前
和歌山市小雑賀805番地1
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

- 2 期日前投票所を設ける期間

令和4年6月23日（木）から同年7月9日（土）まで 午前8時30分から午後8時まで

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第27号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、イオンモール和歌山3階イオンスタイル前及びオークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

開始時刻

- (1) 和歌山市河北コミュニティセンター1階 午前9時
- (2) 和歌山市東部コミュニティセンター1階 午前9時
- (3) 和歌山市南コミュニティセンター3階 午前9時
- (4) 和歌山市さんさんセンター紀の川1階 午前9時
- (5) 和歌山市河南コミュニティセンター1階 午前9時
- (6) イオンモール和歌山3階イオンスタイル前 午前10時
- (7) オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横 午前10時

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第28号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和4年6月22日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局
和歌山市市小路192番地3
和歌山市河北コミュニティセンター1階
和歌山市寺内665番地
和歌山市東部コミュニティセンター1階
和歌山市紀三井寺856番地
和歌山市南コミュニティセンター3階
和歌山市直川326番地7
和歌山市さんさんセンター紀の川1階
和歌山市布施屋41番地
和歌山市河南コミュニティセンター1階
和歌山市中字楠谷573番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前
和歌山市小雑賀805番地1
オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

（令和4年6月22日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第29号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月28日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第81号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号（その1）中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記様式第14号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記様式第15号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

別記様式第16号別紙（その2）中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記様式第17号別紙中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記様式第18号別紙中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月28日から施行する。
- 2 この規程による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和4年6月28日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第23号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和4年6月17日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第340号
変更年月日	令和4年5月27日

	変更前	変更後
指定工事店名	オーヤシマ株式会社和歌山営業所	
営業所所在地	和歌山市三葛1134番地8	和歌山市中島186-3
代表者氏名	代表取締役 湊 明子	

（令和4年6月17日揭示済）